

○富山市スポーツ推進審議会条例

平成17年4月1日

富山市条例第28号

改正 平成20年3月26日富山市条例第37号

平成23年9月26日富山市条例第31号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）

第31条の規定に基づき、富山市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 指導者等の養成等に関すること。
- (3) スポーツ施設の整備等に関すること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (6) 技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツ団体の育成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第4条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。この場合において、第3号に掲げる委員は、公募により選出するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(3) 市内に住所を有する者、市内に事務所若しくは事業所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者
(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日富山市条例第37号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日富山市条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の富山市スポーツ振興審議会条例の規定に基づき委嘱された委員は、この条例の施行の日から当該委員としての任期満了の日までの間、改正後の富山市スポーツ推進審議会条例の相当規定に基づき委嘱された委員とみなす。